

平成23年度「地域型住宅づくり支援事業」に関するQ&A

Q1 今回の事業の助成内容はどのようなものか。

A1

(1) 今回の事業は、各地域において、地域の木材を使って住宅建設に取り組む、工務店や製材工場等からなるグループ（以下、「地域グループ」）に、

- ① 地域の風土に適した住宅のモデルを提案してもらい、その地域からの提案を具体化する
- ② 地域でより幅広い工務店等の住宅生産者や消費者等に波及させることを目的としている。

従って、事業の成果として、「〇〇地域型住宅モデル」という具体的なモデルの提示が最低限の条件として設定されることとなる。

(2) 具体的な支援内容としては、

- ① 地域型住宅モデルの仕様等内容を検討する協議会の開催（有識者等によるコンサルティング費用、旅費、会議費）
- ② 住宅モデルの具体化にかかる費用（プラットフォームの設計、部材の仕様の検討）、
- ③ 地域型住宅モデルを効率良く供給する体制の検討（部材の共通化及びその加工に関する検討の経費、地域材認証制度の検討にかかる経費）、
- ④ 具体化した地域型住宅モデルを地域での普及（住宅モデルの展示や、部材の実証展示）、
- ⑤ 地域型住宅づくりマニュアルの作成等にかかる経費等の助成を検討している。

ここに示したメニューについてはあくまで例示であるほか、全ての内容について今回必ず取り組まなければならないというわけではない。既に検討や整備が進められているものについては、既存の内容を活用するなどし、(1)に示す当該事業の目的を達成する上で足りない部分を今回の助成で検討いただくということも可能である。

Q2 事業実施箇所（地域）は全国で何カ所くらいか。

A2

- (1) 応募状況にもよるが、現時点では全国で8箇所（地域グループ）ということで検討している。

Q3 各地域で実際に助成を受ける「地域グループ」とはどのようなものか。

A3

- (1) 「地域グループ」とは、各地域で活動している工務店や製材工場等によって組織される、各地域で地域の木材を使って家づくりに取り組むグループや、「地域グループ」というイメージで、各地域の住宅モデルを提案し、グループ内のみならず、その地域の工務店、建築士等住宅生産者や、消費者等に住宅モデルの普及を図ろうとする者とする。なお、木材生産や住宅生産等を一社で行っている者等は対象外とする考え。
- (2) この事業でモデル等を提案した結果を具体的な住宅需要につなげていくことを重要視しており、その対策として、例えば、地域材を使った住宅への助成制度とセットで取り組むとか、国交省の事業を活用し具体的な住宅建設に結びつけるなどのコンセプトを明確にしたものを優先とする考え。
- (3) また、地方公共団体との関わりは必ずしも必須条件とはしないが、今回の取組が「地域型」と呼べるにふさわしいかどうかを選定委員会でチェックすることを検討している。
- (4) 「地域グループ」はこれまで地域で活動を行っている、いわゆる「顔の見える木材での家づくり」に取り組むグループのほか、今回の事業の実施に当たって、これら従前のグループに地元行政等を巻き込んだ拡大「顔見えグループ」や、新規のグループが想定される。

Q4 同一都道府県内から複数の件数の応募は可能か。

A4

- (1) 可能とする考え。ただし、同一の事業者が、複数の「地域グループ」に参画している場合はいずれか一つの「地域グループ」のみを選定の対象とする。

Q5 事業費の取り扱いについて教えて欲しい。

A5

- (1) 今回の事業についてはA1に示した事業内容を遂行するに当たって必要となる経費（賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用量及び賃借料、負担金、住宅モデル等展示施設整備費）に対して助成を行う者である。1地域当たりの助成額は500万円程度を上限とした定額助成を検討している。従って、各地域グループ等における必須的な負担（いわゆる裏負担）については検討していただく必要はないと考えている。

Q6 平成22年度に木構造振興(株)が募集・選定を行った「顔の見える木材での家づくり」推奨グループとの関連はあるのか。

A6

- (1) 基本的には関係ないが、今回の事業は従来グループ内で完結していた取組をから一歩踏み込み、地域における住宅のモデルを示すことで、各地域での幅広い者を巻き込んだ展開を行うことを目的としている。

Q7 今後のスケジュールいかん。

A7

- (1) 要綱要領については、地域材供給倍増事業として、今後制定予定。公示期間は1月24日（月）から2月25日（金）まで、課題提案書提出表明書の期限は3月2日（水）、課題提案書の提出期限は3月11日（金）です。

本事業は、国会での平成23年度予算の成立が前提となりますので、今後内容・スケジュールの変更等がある場合があります。

Q8 助成内容について、具体的に次の例に対する助成は可能か。

- ①グループによる住宅見学会にかかる経費、②森林認証の取得・更新にかかる経費、③プレカットの体制整備に係るソフトの購入又は開発、改良等にかかる経費

A8

- (1) ①や②については、あくまでもA1に示すような今回の事業の目的に沿った取組内容の一環として行うものに関しては認めることが可能である。住宅モデルの具体的な提示を踏まえ、その内容を地域で普及するために、住宅モデルを展示する場合などに係る経費であれば助成の対象となり得ると考える。認証制度への助成も同様に、あくまでも住宅モデルを普及する手段の一つとしてという考え方であれば助成対象となると考える。③については、提案された住宅のモデルの地域での普及をプレカットを軸に進めるという考え・内容であれば、例示のような取組に対する助成は可能であると考ええる。

Q9 住宅のモデル展示について

A9

- (1) 住宅のモデル展示については、提案された住宅のモデルを地域で普及させるための手段として行う場合に助成することとする。今回は助成額の上限からしても、モデル住宅の建設にかかる全ての経費を助成することは不可能であることから、住宅の木材部材相当費用にかかる助成として整理する考え。
- (2) 具体的には、
- ① 実際にモデル住宅を建築する場合：木材部材の経費については当該補助事業が利用可能とし、その他設備費や木材部材以外にかかる建築費等については、「地域グループ」等が負担する。
 - ② 一般の居住用住宅に助成する場合：今回の事業で提示された住宅のモデルに即して、居住用の住宅を建設する場合、その木材部材を資材として提供する経費。但し、建設後の住宅について、モニター調査の対象や住宅見学会の会場として協力を必須条件とする。
 - ③ 部材の展示等を行う場合：住宅展示場や住宅フェア等において、今回の事業で提示された住宅モデルについて、部材の使い方等の部分的な展示等を行う場合に、その部材費用を助成。
- という内容が考えられる。
- (3) また、今回の助成対象経費は、従来のモデル住宅整備事業とは異なり、「需用費」として取り扱うこととなる。

Q10 他省庁や都道府県等による、地域材を使った住宅づくり振興関係のほかの事業との連携等についての考え方いかん。

A10

- (1) 今回の事業の採択の基準として、住宅モデル提示の具体的実現性を重用視する考え。従って、関係する事業等により、すでに地域材を使った住宅づくりに取り組んでいたり、都道府県の住宅モデル等を有している地域等は事業目的の実現性が高いと思われる地域として、採択の可能性が高いものと考えている。

Q11 大臣認定を取得する経費に利用できるか。

A11

- (1) 国土交通省大臣認定取得のための性能評価に係る経費（試験体制作費・性能評価料）は補助対象とならないが、その前段の基礎試験等の実施は可能である。